

これからの教育振興基本対策について (岩手県教育振興計画（仮称）について)

答申案

令和 6 年〇月

岩手県教育振興基本対策審議会

目 次

はじめに ----- 1

第1章 岩手の教育をめぐる状況

1 岩手の教育の歩み-----	3
2 前計画期間中の成果と課題-----	5
3 社会状況の変化と今後の展望-----	7

第2章 目標・取組の視点

1 目標-----	10
2 取組の視点-----	12
3 「いわて県民計画（2019～2028）」との柱立て項目の関係-----	16

第3章 具体的な施策の内容

【I 学校教育】

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成-----	17
2 確かな学力の育成-----	23
3 豊かな心の育成-----	29
4 健やかな体の育成-----	35
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進-----	42
6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進-----	48
7 学びの基盤づくり-----	53
8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進-----	64

【II 社会教育・家庭教育】

9 学校と家庭・地域との協働の推進-----	67
10 子育て支援や家庭教育支援の充実-----	71
11 生涯にわたり学び続ける環境づくり-----	74
12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承-----	80

はじめに

1

趣旨

岩手県教育委員会では、本県の教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」を策定し、教育関係者だけではなく、家庭や地域、企業、NPOなどの様々な主体と連携し、目標の実現に向けて、一体となって取り組んで参りました。

今般、「岩手県教育振興計画」の計画期間が令和5年度で終了することに伴い、新たな教育振興の取組の指針となる次期「岩手県教育振興計画（仮称）」を策定するものです。

この計画は、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、今後5年間の教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針となるものです。

また、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の新たな教育振興基本計画を参照して策定する本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。

2

構成

「岩手県教育振興計画（仮称）」は、次の3章で構成しています。

第1章 岩手の教育をめぐる状況

第2章 目標・取組の視点

第3章 具体的な施策の内容

まず、第1章では、岩手の教育の歩み、前「岩手県教育振興計画」における成果と課題、社会状況の変化と今後の展望について概括的に記載しています。

第2章は、計画の基本目標を定め、その目標を実現していくうえで、県民、教育関係者等が一体となって取り組んでいく岩手の教育振興の考え方及びその取組の視点等を示しています。

第3章は、今後5年間に実施する12の具体的な施策の内容を、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの政策分野を柱として、それぞれ「現状と課題」、「目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組の方向性」、「取組にあたっての役割分担」、「具体的な推進方策」を示しています。

3

子どもからの意見聴取の実施

今回の計画策定に当たり、パブリック・コメントの実施や関係機関への意見照会に加え、子どもからの意見聴取を行いました。

子どもたちからは、自らの夢や目標に向けた思いや決意、地域に対する考えについて、多く意見をいただきました。

計画策定に当たっては、子どもからの意見も踏まえ検討を行い、第2章「目標・取組の視点」や第3章「具体的な施策の内容」において盛り込みました。

また、県のホームページにおいて、子どもからの意見に対するコメントや取組を紹介しています。

第1章 岩手の教育をめぐる状況

1 岩手の教育の歩み

我が国の学校教育は、明治5年に公布された学制により開始され、令和4年に150年目を迎えました。

この150年の長きにわたる教育史の中で、特に昭和22年に制定された教育基本法の下、教育の機会均等や教育水準の向上が図られ、我が国の発展に大きく貢献し、豊かな経済社会や国民の安心な生活を実現する大きな原動力となりました。

しかし、制定から半世紀以上が経過し、少子高齢化の進展など、教育をめぐる状況も大きく変化してきたことから、教育改革に向けた新たな一歩として、平成18年に教育基本法の大きな改正が行われました。

この改正教育基本法に基づき、国は教育振興基本計画を策定し、様々な教育政策を推進してきたところです。

令和5年6月に閣議決定された国的新たな教育振興基本計画では、総括的な基本方針として、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

現行学習指導要領は、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から実施され、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されています。

この学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し、子どもたちに必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱として整理しました。

子どもたちに必要な力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善と各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実が求められています。

本県の教育は、多くの教育関係者のたゆまぬ研鑽の積み重ねによって築かれ、これまで培われてきた岩手の教育の優れた伝統と基盤を継承しながら、時代とともに変化する様々な教育を取り巻く環境や多様なニーズに対応するための取組を進めてきました。

具体的には、令和6年度に60周年を迎える地域ぐるみで子どもたちを育む本県独自の教育振興運動¹の基盤があります。

また、平成17年に、11月1日を「いわて教育の日」と定める「いわて教育の日に関する条例」が制定され、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、本県における教育のあり方を考える契機となるよう、「いわて教育の日」のつどい」をはじめとする様々な取組を行っています。

学校教育では、平成19年から全国学力・学習状況調査の実施が始まっています。

本県が独自に毎年実施している「県小・中学校学習定着度状況調査」も併せて、子どもたちの学習状況をきめ細かく把握するとともに、「わかる授業」の実践に向けて、組織的な教員の授業力の向上や、家庭学習の充実などに取り組んできました。

社会教育では「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、県内のコミュニティ・スクール²導入を推進し、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動³の充実に取り組んできました。

また、平成13年に県立美術館が新たに整備され、平成18年には、県立図書館の移転整備による機能強化を図るなど、県民が生涯を通じて学び続けられる環境づくりに努めてきました。

スポーツでは、平成19年からスタートした「いわてスーパー キッズ発掘・育成事業」の修了生が2022年北京オリンピックに出場し、メダルの獲得や入賞するなど、オリンピックや世界大会で活躍する選手、アメリカのメジャーリーグや日本のプロ野球で活躍する選手など、世界や全国を舞台に活躍する本県出身の選手が続々と輩出されています。

子どもたちが憧れる本県出身の選手たちの活躍は、岩手の子どもたちに、将来に夢を持ち努力し続けることの大切さを示してくれています。

文化芸術では、平成23年6月に中尊寺・毛越寺などの「平泉の文化遺産」が、平成27年7月に釜石市の「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」が、そして、令和3年7月に一戸町の「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」がそれぞれ世界遺産に登録されました。

¹ 教育振興運動：岩手県において昭和40年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

² コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置する学校のことで、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。

³ 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。教育振興運動の内容もこれに当たり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」とともに「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。

また、平成 21 年 9 月に花巻市の「早池峰神楽」が、平成 30 年 11 月に大船渡市の「吉浜のスネカ」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が、令和 2 年 12 月に二戸市の「日本産漆生産・精製（漆搔き技術）」を含む「伝統建築工芸の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が、そして、令和 4 年 11 月に盛岡市の「永井の大念仏剣舞」や北上市及び奥州市の「鬼剣舞」を含む「風流踊」がユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、本県に伝わる文化芸術が世界的に認められてきています。

子どもたちの文化芸術活動においてもスポーツ同様、多くの子どもたちが個性と創造性あふれる素晴らしい活躍を見せてくれています。

2

前計画期間中の成果と課題

（1）学校教育における成果と課題

【成果】

- ・郷土を愛し、岩手の復興・発展を支える人材や産業人材の育成を推進し、その定着に取り組んだところ、「自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合」は各校種とも肯定的な回答が 85% を超えました。また、令和 5 年 3 月高卒者の県内就職率は 73.6%となりました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を契機として、1 人 1 台端末等 ICT 環境の整備が完了しました。
- ・児童生徒の自己肯定感や有用感を育む道徳教育や特別活動の充実に取り組みました。
- ・本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較して高い水準を維持しています。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援が行われるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実が図られてきているとともに、「引継ぎシート」等を活用し、校種間の引継ぎや、医療・福祉機関との連携等の取組が進んできています。
- ・学校の冷房設備の整備、地域や産業界等と連携・協働による教育活動の充実などに取り組みました。

【課題】

- ・人口減少が進行する中、「いわての復興教育」の取組を推進するとともに、関係団体等と連携し、産業等を担う人材の育成、確保、定着などに取り組む必要があります。

- ・ I C Tをより効果的に活用し、教育の質や学習効果の向上を図る必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により体験等の機会が減少しましたが、令和5年5月に5類感染症に移行したことにより、各学校で制限されていた様々な体験活動や文化芸術活動が再開しており、引き続き、多様な体験活動等の一層の充実を図る必要があります。
- ・ 運動時間の減少や児童生徒の肥満の割合の増加が見られることから、運動に親しむ機会の確保や健康に関する正しい知識の定着等に向けて取り組む必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への切れ目のない支援の充実に取り組んでおり、今後も、多様化する障がいの状況など個々の教育的ニーズに対応するため、市町村や関係機関等と連携し、教育環境の充実や指導・支援体制の強化等を推進する必要があります。
- ・ いじめへの組織的な指導体制や不登校等の未然防止のための教育相談体制の充実に取り組みましたが、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、アウトリーチ型の支援やI C Tの活用等による相談・支援体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保に取り組む必要があります。
- ・ 今後の児童生徒数の大幅な減少など社会情勢の変化に対応するため、安全でより良い教育環境の整備、魅力ある学校づくりの推進など、教育の質の向上に向けた取組を推進する必要があります。
- ・ 教育ニーズが多様化する中、特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっており、引き続き、教育活動の充実に向けた支援に取り組む必要があります。

(2) 社会教育・家庭教育における成果と課題

【成果】

- ・ 県内全市町村においてコミュニティ・スクールが導入され、本県の導入率は全国平均を上回りました。
- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、相談窓口の周知や利用促進を図るとともに、メールマガジンやS N Sを活用し、家庭教育に役立つ情報等の提供に取り組みました。
- ・ 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの育成や、県立社会教育施設における岩手ならではの学習機会の提供により、生涯を通じて学び続けられる場の充実を図りました。

- ・ 県が策定した文化財保存活用大綱に基づき、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」への支援を行った結果、市町村による計画作成が進んでいます。

【課題】

- ・ 引き続き、県内全学校へのコミュニティ・スクール導入促進を図るとともに、その仕組みを生かして教育振興運動や地域学校協働活動を充実させるため、中核となる人材の育成や配置支援に取り組む必要があります。
- ・ 子育てや家庭教育に関する相談件数が増加傾向にあることから、家庭教育を支える環境づくりを推進し、保護者に対する支援の一層の充実に取り組む必要があります。
- ・ I C Tの活用など県民の学びの形が大きく変化していることから、多様なニーズに合わせた人材の育成や学習コンテンツの充実を図る必要があります。
- ・ 文化財を後世に伝え、その活用による地域活性化を図るため、引き続き文化財の適切な保存・継承・活用に取り組む必要があります。

③ 社会状況の変化と今後の展望

① 新型コロナウイルス感染症への対応

国では、令和2年2月、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当の指定感染症に位置付け、様々な対策を行ってきました。

本県においても、同年2月に「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染拡大防止と社会経済活動との両立に取り組みました。

同年3月には国の要請等に基づく全県の学校の一斉臨時休業措置、同年5月には「岩手県緊急事態措置」を踏まえ、多くの学校が一斉臨時休業措置を実施しました。その後は、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、地域の感染状況を踏まえた対応を行ってきました。

各学校においては、感染症対策を講じながら教育活動を継続してきましたが、修学旅行等の学校行事の延期・中止、部活動の制限や各種大会等の中止など、体験活動や地域活動が制限されました。県民向けの学びの場を提供する社会教育施設においても同様に、企画展や公開講座等の中止等を余儀なくされました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策として、社会全体のデジタル化が急速に進展しました。教育分野においても、タブレット端末等を活用したオンライン学習や、学習アプリやデジタルコンテンツを活用した学びなど、学びの保障に向けた取組を推進してきました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上は5類に移行しましたが、引き続き、日常的な感染症対策に取り組む必要があります。

また、コロナ禍において改めてその価値と重要性を認識した学校や地域における人との関わりを中心とした学びと、デジタル技術等を活用した一人ひとりの状況やニーズに応じた学びを推進する必要があります。

② 少子化・人口減少と高齢化の進行

我が国の人団は、平成20年をピークとして減少局面にあり、令和2年国勢調査による総人口1億2,615万人が令和52年には8,700万人に減少することが推計されています⁴。

また、小・中・高・特別支援学校の児童生徒数も、少子化の影響から減少傾向にあり、令和4年度学校基本調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

本県においても、人口は平成9年以降減少を続け、令和2年は約121万人と、ピークであった昭和36年の約145万人と比べ約16%減少しています。

小・中・高・特別支援学校の児童生徒数についても年々減少を続け、令和4年には約11万5千人と、平成元年の約24万7千人と比較して53%も減少しています。児童生徒数はさらに減少することが見込まれており、学校の統廃合や小規模化が避けられない状況です。

このような状況下にあって、子どもたちの学びが保障されるとともに、地域において生涯にわたって学び、活躍し続けることができる環境づくりなどが求められています。

③ 社会全体のデジタル化の進展

令和元年12月、「G I G Aスクール構想」(多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育I C T環境の実現)が示されました。コロナ禍において、社会全体のデジタル活用が進展する中で、「G I G Aスクール構想」における1人1台端末や通信環境整備も加速度的に進められてきました。

また、近年、デジタル技術が急速に発展し、R P A⁵やA Iなど多方面で利活用が進んでいます。特に生成A Iは、多大な利便性をもたらす可能性がある一方、発展途上でもあり教育分野における様々な懸念が指摘されています。

⁴ 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位推計）
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp

⁵ R P A : Robotic Process Automation の略。これまで人が行っていたパソコン上の定型、繰り返し作業等をソフトウェアや情報システムで自動化する技術や仕組みのこと。

④ グローバル化の進展と持続可能な社会づくり

グローバル化が進展してきましたが、新型コロナウイルス感染症により、留学をはじめとした人的な国際交流は停滞しました。また、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化、気候変動問題など世界規模の課題などに対して、持続可能な社会の構築に向けた人づくりの重要性がますます高まっています。

⑤ 東日本大震災津波からの復旧・復興

東日本大震災津波から 12 年が経過しました。教育分野においては、令和元年に公立学校の、令和 3 年に公立社会教育施設の災害復旧が完了しましたが、被災した児童生徒への就学支援や心のサポートなどは、今後も継続して中長期的に取り組む必要があります。

また、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成に向けて、全公立学校において「いわての復興教育」を推進してきました。

一方、東日本大震災津波を経験した児童生徒、教職員の減少により、この記憶が風化していく恐れがあります。今後も安全・安心な地域社会の構築に向けての取組が求められています。

第2章 目標・取組の視点

1

目標



基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり

～ 自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育 ～

子どもたちや教育をめぐる環境が大きく変容していきます。

学校教育においては、コロナ禍における社会全体のデジタル化の進展の中で、教育分野においても同様であり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて取り組む環境が整いました。

社会教育・家庭教育においては、コミュニティ・スクールの導入促進や地域等との連携・協働による教育活動の充実など「地域とともにある学校づくり」を推進してきましたが、今後、少子化・人口減少と高齢化の進行の中で、地域コミュニティの基盤を支え、地域の将来を担う人材を育成していくことが重要になります。

教育ニーズが多様化しており、県民一人ひとりのそれぞれのニーズに応じた学びの提供や支援を行うことが必要です。

どのような時代にあっても、岩手の子どもたち一人ひとりの夢の実現を支え、岩手の未来の創り手として社会全体で育てていくことが岩手の教育の使命です。

また、人生100年時代を見据え、社会人のリカレント教育をはじめとする生涯を通じた学びの必要性・重要性が高まっています。学び続け、学びの成果を自己や地域の課題解決に生かし、年齢を問わず未来に夢を持ち、元気に活躍できる社会を実現していくことが重要です。

国の新たな教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。

また、「いわて県民計画（2019～2028）」では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指すことを理念とし、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に各種政策を展開しています。

これらを踏まえ、前計画の基本目標である「学びと絆で　夢と未来を拓き　社会を創造する人づくり」を継承しつつ、新たな時代の中で、誰一人として取り残されず、県民一人ひとりの個性や能力が発揮され、自分らしくいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、教育の分野で貢献していくことを基本目標とします。



目指す姿

(1)

学校教育における目指す姿

岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいはを創造する「生きる力」を身に付けています

学校教育においては、時代を超えて変わらない教育の基盤となる「不易」の部分を守りつつ、時代の変化に即した教育の一層の「創造的な変革」も進めながら、一人ひとりの実態に応じた学びや創造性を育む学びを実践していくことが求められています。

変化の激しい社会の中で、岩手の子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、社会を創造するための「生きる力」を育む教育を進めていく必要があります。

岩手の子どもたちが、一人ひとりの良さや可能性を生かしながら、他者との関わりによる学びを通じて、将来に夢や希望を持ち、未来の岩手を持続可能なものに創造していく「生きる力」を身に付けることができる学びを学校教育における目指す姿とします。

(2) 社会教育・家庭教育における目指す姿

主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや支え合いが育まれ、県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと学び、暮らしている

社会教育は、地域住民の生活課題や地域課題に根差して行われる各種の学習を教育的に高める活動であり、家庭教育は、全ての教育の出発点として、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する教育活動です。

人口減少や少子高齢化などにより、これまで地域や家庭の教育力を支えてきた地域コミュニティの機能低下が危惧されています。

県民一人ひとりがそれぞれの地域において様々な人との協働により自ら学び続けることで、地域における人と人のつながりや支え合いが育まれ、その地域における学びの場が活性化するという学びの循環と、豊かで活気のある地域社会の形成と県民一人ひとりの生活の充実につなげることを社会教育・家庭教育における目指す姿とします。

2 取組の視点

視点1

一人ひとりの可能性を伸ばす学びの確保

人口減少や少子高齢化の進行は、地域づくりの担い手不足や地域コミュニティの機能低下につながります。地域における学びという側面を持つ社会教育・家庭教育の推進にも大きな影響を与えます。

また、児童生徒の減少により、学校の統廃合や小規模化が進行しています。本県は、広い県土を有し多くが中山間地域であることから、地理的条件によらない学びの確保が求められています。

県民の学びのニーズは多様化しています。特別な支援を要する子ども、不登校児童生徒、外国人の児童生徒などは多様なニーズを有しています。また、ヤングケアラーや子どもの貧困などの諸課題への対応も求められています。これらに対応するための体制整備や様々な学びの場の確保が必要です。

この際、一人ひとりのニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要になってきます。

遠隔授業やオンライン教育などＩＣＴ機器を効果的に活用することで、それぞれの地域で県民の実情に応じた質の高い教育を受ける機会を確保することができます。

教職員や社会教育関係者の資質向上、専門的知見を有する外部専門家の活用、ＮＰＯ等民間団体との連携による支援体制の整備なども重要になってきます。

このように、教育関係者が一丸となって、それぞれの地域で一人ひとりの可能性を伸ばし、誰一人取り残さない学びの確保に向けて取り組んでいきます。

視点2

郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で世界で活躍する人材の育成

本県では、進学期・就職期の県外への転出を主な要因とした社会減が続いている、少子高齢化と相まった人口減少の進行により、地域における様々な分野での人手不足や民俗芸能などの地域の文化を継承する人材の減少が懸念されています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地元志向・地方志向の高まりが見られます。

また、県立学校においては、高校魅力化を通じて地域の担い手育成に取り組んでいるところです。

持続的に発展が可能な地域社会を形成していくためには、主権者教育などにより社会に参画する力を育成するとともに、その地域への誇りや愛着を持ち、地域のためにできることを主体的に考え、地域や地域産業を支える人材を育成していくことが必要です。

また、県外や外国で生活していても、郷土への思いやこれまでのつながりが様々な形となって、岩手の発展を支援することにつながっていくものと期待されます。

このため、「郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で世界で活躍する人材の育成」という視点で、学校教育と社会教育・家庭教育に取り組んでいきます。

視点3

岩手らしさを生かした生涯にわたる学びの充実

一人ひとりの生涯にわたる学びへのニーズが多様化し、社会人のリカレント教育をはじめとする生涯にわたる学びの必要性・重要性が高まっています。生涯にわたる学びを充実させるためには、学校教育においてその基礎となる資質・能力を育成するとともに、主に社会教育において多様なニーズに応える学びを充実させるという学校教育と社会教育との連携が重要になってきます。

岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」「一戸町の御所野遺跡」に代表される様々な文化財や伝統文化と、政治、学術・文化など多彩な分野において多くの偉人を輩出してきた歴史があり、「結（ゆい）」の精神や、令和6年度に60周年を迎える教育振興運動など、人と人とのつながりを大切にしてきた地域における学びの基盤もあります。

このような岩手らしさを生かし、県民一人ひとりが生涯を通じて学び続けることができる環境づくりと、学びと地域活動との循環につなげていきます。

視点4

教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会全体のデジタル化が加速しました。学校教育分野においても、「G I G Aスクール構想」が加速し、1人1台端末や通信環境の整備が進みました。ICTを活用した遠隔授業など児童生徒の多様なニーズに対応する環境が整ったことになります。

現行学習指導要領においては、情報活用能力（情報モラルを含む。）を、言語能力や問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、その育成のために日常的にICTを活用した学習活動の充実が求められています。

また、教職員の業務負担軽減など学校の働き方改革の推進においても、ICTの積極的な活用が重要です。

社会教育分野においては、オンライン学習やデジタルコンテンツの提供など新たな学びのニーズに対応する必要があります。地域における学びである社会教育には、デジタルデバイドの解消や地域住民のデジタルリテラシーの向上という役割も期待されています。

業務の効率化を図りながら、更に質の高い学びを県民に提供できるよう、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していきます。

視点5

東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえた学びの推進

これまで、「いわての復興教育」などにより、東日本大震災津波の経験や教訓から得られた3つの教育的価値（「いきる」「かかわる」「そなえる」）を育む学びを学校や地域の実情に応じて実践してきました。この学びは自分で情報を把握し、主体的に対応を判断するという新型コロナウイルス感染症への対応にも生かされてきました。

しかし、東日本大震災津波の経験や記憶のない児童生徒、教職員が増えてきており、記憶の風化が懸念されています。

また、今後起こりうる巨大地震・津波をはじめとした大規模自然災害や新たな感染症など、様々なリスクに備える必要があります。

「いわての復興教育」の根底には、「東日本大震災津波を乗り越え、未来を創造していくために、10年後、20年後の岩手の復興・発展を担う子どもたちを育成することが、今後の岩手の教育に課せられた使命である。」という理念があります。

この理念に立ち返り、岩手の子どもたちがどんな時でも生き抜くための力を身に付けられるよう、東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえた学びを学校、家庭・地域等の連携により推進し、岩手の未来を担う人づくりを推進していきます。

3

「いわて県民計画（2019～2028）」との柱立て項目の関係

いわて県民計画（2019～2028）

幸福を守り、育てる 10 の政策分野

I 健康・余暇

5 生涯を通じて学び続けられる場づくり

II 家族・子育て

- 6 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
7 地域コミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもを教え、育む仕組みづくり

III 教育

- 11 【知育】児童生徒の確かな学力の育成
12 【德育】児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成
13 【体育】児童生徒の健やかな体の育成
14 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校づくり
16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質向上の推進
17 多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実
18 地域に貢献する人材の育成

IV 居住環境・コミュニティ

V 安全

VI 仕事・収入

VII 歴史・文化

41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境づくり

VIII 自然環境

IX 社会基盤

X 参画

教育振興計画

学校教育と社会教育・家庭教育の2つの政策分野

II 社会教育・家庭教育

11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

10 子育て支援や家庭教育支援の充実

9 学校と家庭・地域との協働の推進

I 学校教育

- 2 確かな学力の育成
3 豊かな心の育成
4 健やかな体の育成
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
7 学びの基盤づくり
8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

II 社会教育・家庭教育

12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承

第3章 具体的な施策の内容

| 学 校 教 育

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

(1) 現状と課題

- 1 東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、東日本大震災津波の記憶のない児童生徒に対し教訓や経験を伝承するとともに、自他の命を守り抜く主体性を備え、復興・発展を支える地域の担い手の育成を推進する必要があります。
- 2 児童生徒の興味・関心や適性に基づいた進路実現が可能になるよう、学校全体で計画的・組織的にキャリア教育を更に推進する必要があります。また、児童生徒が職業について知り、自らのライフデザインについて考える機会の充実を図る必要があります。
- 3 I o TやA Iなど最新のデジタル技術やデータを効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上、新たな価値の創造につなげることができる人材を育成する必要があります。
- 4 グローバル化が急速に進展する中、英語をはじめとした外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要となることから、児童生徒の英語力の向上を図る取組を推進する必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 「いわての復興教育」の推進により、児童生徒が復興教育の理念に基づく「いきる」「かかわる」「そなえる」という3つの教育的価値を身に付け、東日本大震災津波の教訓等を後世に伝承しています。
- 2 キャリア教育の充実により、児童生徒の「総合生活力」や「人生設計力」の育成が図られ、各分野における専門知識や技術の習得・向上が図られています。

- 3 英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進する交流事業の推進により、世界や地域で活躍するグローバル人材、グローカル人材が育っています。
- 4 科学技術やものづくり、理科・数学などに対する関心を高める教育環境の整備により、岩手の産業や地域を支える人材、世界で活躍する人材が育っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小 82.6% 中 73.3%	小 83.3% 中 74.5%	小 83.6% 中 75.2%	小 84.0% 中 76.0%		
② 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	小 71% 中 54% 高 43%	小 73% 中 57% 高 49%	小 73% 中 59% 高 51%	小 74% 中 60% 高 52%		
③ 中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合	中 42.6% 高 50.0%	中 47.0% 高 53.0%	中 49.0% 高 55.0%	中 51.0% 高 57.0%		
④ 高卒者の県内就職率	73.6%	84.5%	84.5%	84.5%		

※ 目標値のうち、令和9年度及び令和10年度については、「いわて県民計画（2019～2028）」第3期アクションプランの策定時に決定するものである。以下同じ。

(3) ➔ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 「いわての復興教育」などの推進

- ・ 岩手の復興・発展を支える人材を育成するため、東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かして、内陸部と沿岸部の学校間や小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流を推進するとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 東日本大震災津波の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラムや副読本、絵本の効果的な活用、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての学校が教科横断的な取組を推進します。

- ・郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などにより、地域の担い手の育成を推進します。

2 キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- ・「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に基づくキャリア教育の推進を図るとともに、キャリア・パスポートの活用によるキャリア教育実践の充実に取り組みます。
- ・各学校が作成した「キャリア教育全体計画」に基づき、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を一層推進し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等に取り組みます。
- ・地域を担う産業人材を育成するため、就業支援員等を活用し、生徒の適性を踏まえた就職指導や地元企業と連携した教育活動に取り組みます。
- ・児童生徒、保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会や企業ガイダンスの開催などに取り組みます。

3 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外派遣等による国際交流の機会や県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の充実などを推進します。
- ・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、正確な発音を習得し、英語で情報を伝えたり、自分の考えを述べたりするとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されるよう、A L T等を活用した指導の充実やデジタル教科書等のI C Tの活用などによる児童生徒の学習意欲の向上を図ります。また、英語担当教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修をはじめとする各校種での教員研修の充実を図ります。

4 イノベーションを創出する人材の育成

- ・外部専門人材の活用による講演や研究事業等、理科・数学への興味・関心や児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・地域の課題解決を図るため、産業界と連携し、課題解決能力と創造的な発想力を持ち、これからの中堅技術革新や市場ニーズの変化に柔軟に対応できる人材の育成を推進します。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、「いわての復興教育」プログラムや「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に示されている考え方に基づき、それぞれの実情に応じて、復興教育及びキャリア教育に取り組みます。

また、グローバル人材、グローカル人材の育成に向けて、県等が実施する国際関連事業に参加した児童生徒を中心に、各学校においてその成果を他の児童生徒へ波及させる工夫を行い、学校の外国語教育等への充実に取り組みます。

2 家庭及び地域は、学校と連携し復興教育やキャリア教育を進め、地域を支える人材を育成します。

3 産業界は、学校と連携し、児童生徒・保護者・教員が地域企業等の理解を深める学習や、社会で求められる資質・能力の育成を図る教育を支援します。

4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域及び関係機関等と連携しながら、復興教育・キャリア教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

また、グローバル人材、グローカル人材の育成に向けて、様々な生きた外国語に触れる交流事業等を実施し、児童生徒が体験できる機会を拡充するほか、学校における理数教育の充実に向けて、各産業界についての情報などを提供しながら、学校の取組を支援し、イノベーションを創出する人材育成を目指します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 「いわての復興教育」などの推進 <ul style="list-style-type: none"> 震災の教訓や、教育的価値が継承される復興教育の推進 郷土への誇りと愛着を醸成し、地域の担い手を育成する教育の推進 産業界等との連携による、地域産業等を理解する学びの推進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> いわての復興教育スクールの実施、充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 内陸部と沿岸部の学校の交流 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 異校種間の交流 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域と連携した「いわての復興教育」プログラムの実践 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 児童生徒による実践発表会の開催 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 副読本等の活用による教科横断的な復興教育の推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 「いわての復興教育」や総合的な探究の時間等を活用した、地域を探究する学びの推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 地域産業や伝統産業を理解する学びの推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域、地元産業界等との連携体制の強化・充実 </div> </div>				
② キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成 <ul style="list-style-type: none"> 各学校策定の「キャリア教育全体計画」の着実な実施 産業界と連携した児童生徒や保護者等の地元企業等への理解の促進 児童生徒が社会人・職業人として自立して生きる「総合生活力」の育成 児童生徒が主体的に人生設計を立て、決定する「人生設計力」の育成 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 各学校におけるキャリア教育全体計画の毎年度着実な実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 企業見学会の実施や企業ガイダンスへの参加を推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 地域産業や伝統産業を理解する学びの推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 地域、地元産業界等との連携体制の強化・充実 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> ライフデザインに関する講演や社会人との交流の推進 </div>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
③ 岩手と世界をつなぐ人材の育成					
・ 異文化への理解や、外国人・留学生等との交流を深める体験機会の充実	●	高校生の海外派遣・相互交流の実施			
・ 小・中・高を通じた英語教育の推進や、コミュニケーション能力の育成	●	英語4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）を統合した指導の工夫及び充実			
	●	小中高を通じた英語指導の充実			
	●	外部検定試験等外部試験の活用による授業改善と生徒の動機付け			
	●	英語担当教員の英語指導力の向上研修の充実			
④ イノベーションを創出する人材の育成					
・ 専門人材による、科学技術への探究心を高める取組の推進	●	各学校における授業と連動した外部人材活用による講演や授業の充実			
・ 産業界と連携し、課題解決能力と創造的な発想力を持つ人材の育成	●	専門高校を中心に、産業界と連携したものづくりへの探究心を高める取組			

2

確かな学力の育成

(1)

現状と課題

- 1 変化の激しい社会を生きる子どもたちの資質・能力の育成を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進等により学校の教育活動の質を更に向上させ、学習効果を高める必要があります。
- 2 令和5年度全国学力・学習状況調査結果によると、本県の小・中学校におけるICT機器の活用状況は、前年度と比較して大幅に改善し、全国平均との差も縮小しているものの、依然として全国平均を下回っている状況です。全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくためにも、学校における効果的なICT活用に取り組んでいく必要があります。
- 3 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の育成に重きを置きながら各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づき、学力向上に向けた取組を推進してきたところであり、さらに、学校の組織的な取組の充実や、児童生徒の自主的かつ計画的な家庭学習の習慣化を図る必要があります。
- 4 児童生徒が社会から求められる資質・能力を身に付け、希望する進路を実現し、よりよい社会の創り手となるよう学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて、自ら課題を発見し解決に向けて取り組む学習をより一層推進し、社会に参画できる力を備えた主体的に未来を切り拓く多様な人材を育成する必要があります。

(2)

目指す姿

- 1 岩手の子どもたち一人ひとりが自己実現を図り、よりよい社会の創り手となるために必要な資質・能力が求められていることから、教育におけるDXや学校と地域の「共創」による学びなどにより、主体的に学び、他者との協働により学びを深め新たな価値を創造する力を身に付けています。
- 2 学習指導要領等を着実に進めるとともに、学校、家庭、地域が連携・協働しながら、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が図られています。
- 3 自ら課題を発見・解決する探究的な学びを推進し、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や産業界との連携による専門的な知識・技術等の習得を進め、高校生の希望する進路が実現されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	小 81.2% 中 83.2%	小 82.5% 中 85.4%	小 82.5% 中 85.4%	小 82.5% 中 85.4%		
② 授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	小 82.6% 中 83.3%	小 83.0% 中 83.5%	小 83.0% 中 83.5%	小 83.0% 中 83.5%		
③ 学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいる児童生徒の割合	小 62% 中 56% 高 51%	小 64% 中 58% 高 53%	小 65% 中 59% 高 54%	小 66% 中 60% 高 55%		
④ 諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまづきに着目した授業改善を行っている学校の割合	小 50% 中 40% 高 51%	小 54% 中 44% 高 55%	小 56% 中 46% 高 57%	小 58% 中 48% 高 59%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- 児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を確実に育成するとともに、子どもが自ら学び取る姿勢を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントを引き続き推進します。また、新聞・統計資料などを活用した学習や教科等横断的な学びによる課題発見・解決学習などに取り組みます。
- 各教科等の学習の充実を図るため、研修の充実やＩＣＴ支援員等の外部人材の活用などによるＩＣＴを活用した教員の指導力向上の取組を推進します。

また、各市町村が配置するＩＣＴ支援員相互の連携の促進やネットワークの拡大に取り組みます。

- ・ 「いわて就学前教育振興プログラム⁶」に基づき、学びの連續性に配慮した就学前教育の充実を図るため、いわて幼児教育センターを中心とした幼児教育推進体制を強化し、市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用を促進します。また、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校及び中学校における学びの状況の共有、小中・中高の合同教員研修の充実など、幼児期から高等学校までの円滑な接続を推進します。
- ・ 各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づいた学力向上の取組が、組織的で継続的な検証改善サイクルに基づき実施されるよう、モデル校における実践的な研究や事例の普及に取り組みます。
- ・ 授業等でのデジタル教科書を含むＩＣＴの効果的活用の実践に全県的に取り組むため、県学校教育ＩＣＴ推進協議会を通じて課題等を共有し、G I G Aスクール運営支援センター⁷等による広域的な活用支援や、全県統一の統合型校務支援システムの導入等、県と市町村が連携した取組を推進します。
- ・ 児童生徒1人1台端末や大型提示装置の計画的な更新、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実を図ります。
- ・ 1人1台端末の授業における活用や家庭への持ち帰りを進め、ＩＣＴを活用することにより、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育の実現に取り組みます。
- ・ 小規模校において生徒のニーズに応じた多様な教科・科目が開設できるように、配信拠点からＩＣＴにより専門性の高い授業を各小規模校に配信する遠隔授業の実施に取り組みます。

2 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに着目したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容等の改善・検討と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導による改善、校種間連携の取組など、児童生徒の実態把握に基づいた授業改善に向けた取組を推進します。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、自主的かつ計画的な家庭学習の充実に取り組みます。

⁶ いわて就学前教育振興プログラム：幼児期から高校までの資質・能力の育成を見通し、本県における就学前教育の質の向上と円滑な幼小接続を図るための一体的な就学前教育推進体制の構築及び取組に係る振興プログラム。

⁷ G I G Aスクール運営支援センター：ヘルプデスクや訪問指導等により授業での効果的なＩＣＴ活用を支援する目的で設置したもの。

- ・児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習習熟度などに応じた教育を推進します。

3 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学や地域等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・高校生の希望する進路を実現するため、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得などに取り組みます。
- ・文理の枠を超えた学びを通じて、高等学校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、理系人材やデータを収集・分析・利活用し総合的に社会の課題を解決できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をS T E A M⁸の視点から深める取組を推進します。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、学校長のマネジメントの下、それぞれの課題に応じた学習指導や学校運営の改善等に一体となって取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、学力向上のための検証改善サイクルに基づく取組を推進します。

2 家庭は、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けなど、家庭における学習環境の改善に取り組みます。

また、早寝早起きの心がけや、テレビやスマートフォン等の適切な視聴や使用に関するルールを話し合うなど、家庭における望ましい生活習慣の確立に取り組みます。

3 県と市町村の教育委員会は、連携を強化しながら、学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの支援・指導や、教員の指導力等の資質の向上を図るとともに、家庭・地域と協働して学校が推進する家庭学習の充実に向けた取組を支援し、家庭学習習慣の確立を図ります。

⁸ S T E A M（教育）：教育再生実行会議第11次提言において、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされているもの。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① これからの中学校で活躍するため必要な資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力の育成 ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進 ・ いわて幼稚教育センターを中心とした幼稚教育推進体制による幼稚期から高等学校までの円滑な接続を推進 ・ 小規模校における遠隔授業を実施 ・ I C T の効果的活用の実践と教員研修の充実等を通じた I C T 機器等の活用の推進 					

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> 諸調査結果の効果的な活用、校種間連携の取組などによる児童生徒の実態把握に基づいた授業改善に向けた取組を推進 自主的かつ計画的な家庭学習の充実 少人数教育や学習習熟度などに応じた教育の推進 					
	個々の学習段階に沿ったきめ細かな指導				
	諸調査の内容等の改善・検討				
	調査結果の効果的活用、校種横断的な取組の推進				
	個々のつまずきに着目したきめ細かな指導の推進				
	指導改善に資する教員研修の充実				
	自主的・計画的な家庭学習の充実				
	少人数教育や学習習熟度などに応じた教育の推進				
③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進 <ul style="list-style-type: none"> 大学や地域等との連携による探究的な学習の推進 多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得 探究的な学習をS T E A Mの視点から深める取組の充実 					
	大学や地域等との連携による探究的な学習の推進				
	いわて進学支援ネットワーク事業における、各学校の特色ある取組や合同事業の充実、継続的な改善				
	大学入学共通テストや総合型選抜、学校推薦型選抜の結果分析を踏まえた対策の充実				
	データの収集・分析・利活用に基づく課題解決型学習を推進し、探究的な学びのS T E A Mの視点からの充実				

3 豊かな心の育成

(1) 現状と課題

- 1 多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他の生命を大切にし多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成に向けた教育の充実に取り組む必要があります。
- 2 令和5年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめはいけないと思う児童生徒の割合は、小学校97.3%（全国96.9%）、中学校96.7%（全国95.5%）と全国水準より高い状況にありますが、よりよい人間関係を構築する能力を育成するとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促していく必要があります。
- 3 令和5年度子どもの読書状況調査結果では、本県の児童生徒の読書率は全国と比較して概ね高い傾向{1か月の読書冊数:小学校5年生17.1冊(全国12.6冊)、中学生4.8冊(全国5.5冊)、高校生2.2冊(全国1.9冊)}にあることから、さらに生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動、様々な文化芸術の鑑賞及び体験の機会が減少したところであり、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性、創造性などを育むために、多様な体験活動や文化芸術活動などの一層の充実を図る必要があります。
- 5 生徒の文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとしており、学校と地域が協働・融合した形での地域の文化芸術環境の充実、地域クラブ活動の実施主体として想定される文化芸術団体等の整備、専門性や資質を有する指導者の確保等に向けて取組を推進する必要があります。
- 6 学校や地域の状況、社会の変化、他者との共生等を踏まえ、児童生徒自身が参画して校則の見直しなどが行われています。今後も児童生徒が、他者と協働する姿勢を身に付け、主体的に選択・決定する取組の充実を図る必要があります。
- 7 選挙権年齢や成年年齢が18歳となったことを踏まえ、各教科や総合的な探究の時間を中心とした現代の諸課題を考察し、解決策を構想する学習などにより、より一層児童生徒が社会に主体的に参画しようとする態度の育成に向けた取組の充実を図る必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 多様な価値観を認め合う機会や教育振興運動と連携した他者との協働活動等の充実により、これから社会における多様性や様々な課題等に対応した道徳教育及び人権教育を推進し、児童生徒一人ひとりが自他の生命を大切にし、人権を尊重する心や良好な人間関係を構築できる協調性が育まれています。
- 2 家庭や地域との協働によるボランティア活動や読書活動の充実により、思いやりの心や感動する心が身に付いています。
- 3 文化芸術活動等の鑑賞・体験の機会の充実や、文化部活動の活性化により、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことができる豊かな感性の育成が図られています。
- 4 主権者教育や消費者教育などの推進により、主権者としての自覚と政治的教養の育成し、児童生徒一人ひとりに自立した消費者として合理的に意思決定できる力などが身に付いています。また、児童生徒が校則の見直しや学校行事の企画・運営などに主体的に参画し、意見を表明することなどを通して、自己指導能力や他者と協働する姿勢が身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 人が困っているときは、進んで助けるようと思う児童生徒の割合	小 66% 中 68% 高 65%	小 70% 中 68% 高 67%	小 70% 中 68% 高 68%	小 70% 中 68% 高 70%		
② 自己肯定感を持つ児童生徒の割合	小 77.3% 中 78.1%	小 78.0% 中 78.5%	小 79.0% 中 79.0%	小 80.0% 中 79.0%		
③ 「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合	小 87% 中 84% 高 82%	小 90% 中 85% 高 85%	小 90% 中 85% 高 85%	小 90% 中 85% 高 85%		

(3) ➤ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成

- ・ 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、多様な教育活動と関連付けたカリキュラム編成や教員の指導力向上に向けた教員研修、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践の普及など、道徳教育及び人権教育等の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組みます。
- ・ 教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点をもつことにより、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します。

2 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

- ・ 幼児児童生徒が、社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら達成感や有用感を得ることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室における学習・体験プログラムの実施など、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。

3 学校における文化芸術教育の推進

- ・ 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- ・ 学校部活動の質的向上等を図るため、合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置などに加え、地域クラブ活動への移行について、市町村の教育委員会や地域文化芸術団体などと連携して取り組みます。

4 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- ・ 児童生徒が日々変化する社会の動きや身近な地域課題に対して関心を高め、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育成するため、関係機関と連携した探究的な学習や、政治への参画意識を高める主権者教育、多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒が他者と連携して、多様な価値観や考えを踏まえながら解決方法を生み出し、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業や特別活動等でのグループ活動や話し合いの充実を図ります。
- ・ 多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦したり、他者と協働して創意工夫したりする機会の充実に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、「豊かな人間性と社会性を育む教育」を学校経営計画に明確に位置付け、道徳教育や特別活動などを通じて人権意識を育むとともに、自殺予防対策に向けた教育相談体制の充実や、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の視点に立った不登校の未然防止の取組を推進します。

また、教育振興運動などと連携して体験活動や文化芸術活動の充実を図るとともに、学校図書館の整備・充実、学習指導要領を踏まえた読書活動の推進を通じ、読書習慣の形成・読書の機会の確保により、読書への関心を高めます。

さらに、社会や時代の変化等を踏まえ、校則等学校生活上の決まりごとについて、児童生徒・学校関係者等の意見を聞きながら絶えず見直し等を行うほか、学校のホームページ等での公開を進めます。

2 家庭は、学校と協働して体験活動に子どもを積極的に参加させるとともに、家庭での読書の充実に取り組みます。

3 地域及び関係団体等は、教育振興運動を通じた体験活動の実施や、読書活動、講演会等への支援、協力をを行うとともに、学校部活動の地域クラブ活動への移行を見据えた体制の整備に取り組みます。

4 県と市町村の教育委員会は、道徳科の授業改善や、自殺予防対策に係る研修等を実施します。

また、各学校の校則等の内容、見直し状況について把握し、必要に応じてその見直しを働きかけます。

さらに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能に加え、別室登校や特別な配慮が必要な児童生徒などにとっての「居場所」としての役割を併せ持つ魅力ある学校図書館の機能を図ります。

- 5 市町村教育委員会は、地域及び関係機関と連携して、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた体制の整備に取り組みます。
- 6 県教育委員会は、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」の周知や手引きの作成により、市町村教育委員会等の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を支援します。

(5) → 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するための道徳教育及び人権教育等の充実 ・ 自殺予防対策として相談体制の整備や命を大切にする教育等の充実 ・ 教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点を持ち、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進 					
② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室など多様な体験活動の推進 ・ 物事に主体的に関わり素直に感動できる豊かな情操を育てる読書活動の充実 					

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
③ 学校における文化芸術教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会の充実 文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組の推進 市町村の教育委員会や地域文化芸術団体などと連携した地域クラブ活動への移行に向けた支援 					
④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した探究的な学習や政治への参画意識を高める主権者教育の充実 多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実 各教科等における協働的な学びの推進や、他者との交流の機会の充実 					

● →

学校教育における文化芸術鑑賞や体験機会の充実

文化部の活性化に向けた技能向上の支援

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

関係機関と連携した探究的な学習、主権者教育、消費者教育等の充実

各教科等の授業や特別活動等でのグループ活動や話し合いの充実

4 健やかな体の育成

(1) 現状と課題

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響などによる運動時間の減少、肥満である児童生徒の増加、学習以外のスクリーンタイム⁹の増加などの課題があることから、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、各習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進する必要があります。
- 2 薬物乱用などの健康に関する問題を防止するため、発達段階に応じた薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について効果的な啓発を行う必要があります。
- 3 性情報の氾濫や性の多様性など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していることから、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるようとする必要があります。
- 4 部活動への加入は「任意加入」であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の徹底について周知する必要があります。
- 5 部活動における指導方針等について、学校、保護者、外部指導者等の共通理解が図られ、望ましい活動となるよう、学校に対する働きかけを行う必要があります。
- 6 部活動における暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校風土の醸成と教職員一人ひとりの意識の改革が求められています。
- 7 生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとしており、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実や、地域クラブ活動の実施主体として想定されるスポーツ団体等の整備等に向けて取組を推進する必要があります。

⁹ スクリーンタイム：テレビ、スマートフォン、パソコン、ゲーム機器等の使用時間。

(2) ➤ 目指す姿

- 1 児童生徒一人ひとりが自らの体力や健康に关心を持ち、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を形成することにより健康の保持増進が図られ、生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができる力が身に付いています。
- 2 生徒の自主的・自発的な参加等や部活動休養日の設定等による適切な部活動が推進されています。
また、部活動における暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない教職員一人ひとりの意識や学校風土が醸成されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小男65.0% 小女77.1% 中男73.6% 中女88.4%	小男70.0% 小女80.0% 中男75.0% 中女90.0%	小男70.0% 小女80.0% 中男75.0% 中女90.0%	小男70.0% 小女80.0% 中男75.0% 中女90.0%		
② 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	88%	89%	89%	89%		
③ 朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小 96.6% 中 88.4%	小 97.0% 中 91.0%	小 97.0% 中 92.0%	小 97.0% 中 93.0%		
④ 毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合	小 81.5% 中 79.9%	小 85.0% 中 85.0%	小 85.0% 中 85.0%	小 85.0% 中 85.0%		

(3) ➤ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

- ・ 「希望郷いわて元気・体力アップ 60 運動」の取組を ICT 等も活用しながら発展、継承させ、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、相互に関連付けながら、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に一体的に取り組みます。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域毎の取組、学校の指導者研修会を実施します。
- ・ 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ、教職員の児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、生活の基盤である家庭への啓発に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力の育成に向け、生活習慣病やゲートウェイドラッグ¹⁰と言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。
- ・ 児童生徒が成長過程において性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。

¹⁰ゲートウェイドラッグ：比較的入手しやすい薬物Aを使用したことがきっかけで、より作用の強い薬物Bの使用につながってしまった場合、薬物Aを薬物Bのゲートウェイドラッグという。喫煙・飲酒は、麻薬へのゲートウェイドラッグになることが危惧されている。

2 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。
- ・ 部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会等の開催を推進します。
- ・ 「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。また、大会で勝つことのみを重視し、心身に過重な練習を強いいることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実に取り組みます。
- ・ 学校部活動の質的向上等を図るため、合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置に加え、地域クラブ活動への移行について、市町村の教育委員会や総合型地域スポーツクラブ等の地域団体などと連携して取り組みます。
- ・ 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、体育協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校¹¹制度の推進に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 家庭は、肥満予防等に向けた基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣の定着に取り組みます。
- 2 各学校は、家庭や地域と連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けて一体的に取り組みます。
また、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進、部活動休養日の設定、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導のない部活動の適切な運営に取り組みます。
- 3 地域及び関係団体は、学校部活動の地域クラブ活動への移行を見据えた受入れ体制の整備に取り組みます。
- 4 市町村教育委員会は、地域及び関係機関と連携して、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた体制の整備に取り組みます。

¹¹スポーツ特別強化指定校：本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図るために指定された公立高校。

5 県教育委員会は、「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。

また、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」や「公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き」の周知等により、市町村教育委員会等の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を支援します。

(5) → 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組「60（ロクマル）プラスプロジェクト」の推進 体力・運動能力向上の取組や体育・保健体育授業改善に向けた指導者研修の充実 多様化・深刻化する子どもの健康新課題への対応や教職員の資質・能力向上研修の充実 					

「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組（60（ロクマル）プラスプロジェクト）

ICTを活用した健康管理の推進

チャレンジカードの活用

校内における指導体制の構築

「運動」「食」「生活習慣」各研修会における研修内容等の充実

「よりよい運動習慣」

体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの取組推進や指導者研修会の実施

モデル校の体育・保健体育授業改善における実践研究の実施

オリンピック・パラリンピック（オリパラ）のレガシーを活用した持続可能なオリパラ教育の推進

「望ましい食習慣」

食育の推進

保護者を対象とした食習慣啓発資料の活用促進

「規則正しい生活習慣」

家庭、地域、関係機関と連携した普及啓発（基本的な生活習慣の定着）

スマートフォンやインターネットの使用に係るルール等の徹底

薬物乱用防止教育講習会の開催
薬物乱用防止教育の充実に向けた情報発信

学校におけるがん教育マニュアルの活用促進
がん教育の充実に向けた情報発信

性に関する指導の充実に向けた情報発信

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
② 適切な部活動体制の推進					
・ 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」の普及・推進					
・ 合同部活動の導入や部活動指導員の配置に加え、地域クラブ活動への移行の推進					
	「再発防止岩手モデル」及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を踏まえた活動の徹底				
	部活動方針の理解・浸透				
	学校部活動の地域クラブ活動への移行				
	部活動指導員の配置				
	部活動指導者研修の充実				
	スポーツ特別強化指定校による 高校生の部活動指導体制の充実				

5

共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

(1)

現状と課題

- 1 「第5次障害者基本計画」の策定や「学習指導要領」の改訂など、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。また、全ての教職員の専門性の向上を図る必要があります。
- 3 小・中学校等及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、継続型訪問支援や随時訪問支援等による地域支援など特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図る必要があります。
- 4 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、引き続き、特別支援教育に対する地域等の支援体制の構築を推進する必要があります。

(2)

目指す姿

- 1 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、切れ目のない支援が行われるよう、「個別の指導計画」¹²や「個別の教育支援計画」¹³の作成・活用などにより、就学前から卒業後までの一貫した支援が図られています。
- 2 全ての児童生徒が地域の学校で共に学ぶことができるよう、通級による指導や特別支援学級での指導の充実などにより、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、教職員の専門性の向上が図られています。
- 3 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育環境の整備、県民向け公開講座の実施や特別支援教育サポーターの養成など、県民と協働した特別支援教育の体制づくりの推進が図られています。

¹² 個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校及び特別支援学級、通級による指導においては全員について作成することとなっているもの。

¹³ 個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

¹⁴ 通級による指導：小・中学校・義務教育学校及び高等学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対して、個別に教育的ニーズに応じた指導を週に数時間程度行う特別支援教育の一つの形態。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	96.6%	96.0%	96.0%	96.0%		
② 特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小中学校等及び高等学校の教員数（累計）	593人	780人	905人	1,030人		
③ 特別支援教育サポートの登録者数	364人	420人	450人	480人		

(3)

目指す姿を実現するための取組の方向性

1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 幼児児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、教育課程や指導計画に基づいた学習指導における「個別の指導計画」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート¹⁵や就学支援ファイル¹⁶等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校等への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。

¹⁵ 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

¹⁶ 就学支援ファイル：「個別の教育支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もあるもの。

- ・ 生徒のニーズに応じた進路指導・支援の充実を図り、特に就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度¹⁷やいわて特別支援学校就労サポーター制度¹⁸の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

2 各校種における指導・支援の充実

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、「交流籍」¹⁹を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、通級による指導を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園、保育所や小・中学校等及び高等学校に適切な助言や援助を行います。
- ・ 全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各校種や地域の実情・ニーズに応じた研修、さらには、特別支援学級、通級による指導担当教員等の研修を実施するとともに各学校等の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級におけるAT（アシスティブテクノロジー）²⁰やICT機器の更なる活用を推進するとともに、実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

3 教育環境の充実・県民理解の促進

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

¹⁷ 特別支援学校技能認定制度：地域の企業への就労につなげるため、企業関係者や特別支援学校等で特別支援学校の生徒の能力を客観的に見る技能認定会を開催するもの。

¹⁸ いわて特別支援学校就労サポーター制度：特別支援学校と企業との連携強化、進路指導や雇用の機会拡大を目的とし、趣旨に賛同した企業に登録証を交付し、特別支援学校の生徒の就業体験や産業現場等実習の受入れ先として協力いただくもの。

¹⁹ 交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒のかかわりの広がりや深まりにつなげるもの。

²⁰ AT（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への医療的ケア看護職員の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための医療的ケア看護職員を対象とした研修を実施します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育環境の整備について、市町村などの関係機関との調整を進めます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域は、サポーターとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成に協力します。
- 3 企業は、生徒の進路実現のために、特別支援学校と企業との連携協議会への参画や技能認定制度への協力、いわて特別支援学校就労サポーターへの登録、就業体験や産業現場等実習の受入れを行うなど、就労促進に向けた支援を行います。
- 4 労働・福祉関係機関は、学校と連携しながら児童生徒の障がい者雇用等の就労支援や自立に向けた支援を行います。
- 5 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対する就学前から高等学校卒業までの一貫した支援について、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して取り組みます。

また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 引継ぎシートや就学支援ファイル等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎの充実 特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークの構築 特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場の設置 特別支援学校技能認定制度やいわて特別支援学校就労サポート制度の活用 					
	小学校就学前から小中学校等における引継ぎシートの活用				
	特別支援学校と企業との連携協議会の推進				
	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施				
	いわて特別支援就労サポート制度の推進				
② 各校種における指導・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 交流籍を活用した特別支援学校と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の推進 通級による指導による特別な支援を必要とする児童生徒の支援 地域における特別支援教育のセンター的機能を有する特別支援学校による各学校に対する適切な助言や援助 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携強化 特別支援学校や特別支援学級におけるA TやI C T機器の更なる活用 全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図る研修の充実 					
	特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習				
	小・中学校等及び高等学校における「通級による指導」の推進				
	特別支援学校による幼稚園、保育所や小・中学校等及び高等学校への助言や援助				
	長期入院児童生徒への訪問教育の実施 長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度の運用				
	A T等の支援機器・支援技術の活用の推進・研修の充実				
	知的障がい特別支援学校における公開授業研究会の実施				
	特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修の実施				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
③ 教育環境の充実・県民理解の促進					
・ 医療、福祉、心理等の専門家を活用した指導・支援の充実	●	医療・福祉・心理等専門家を活用した指導・支援の推進			
・ 学校への医療的ケア看護職員の適切な配置、医療的ケア看護職員を対象とした研修を実施	●	医療的ケア看護職員の適切な配置と研修会の実施			
・ 「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施	●	県民向け公開講座の開催			
・ 授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポートの養成	●	公開講座の内容充実・受講者数拡大への取組推進			
・ 岩手県立特別支援学校整備計画に基づく教育環境整備	●	特別支援教育センター養成講座の開催			
		養成講座の内容充実・講座受講者数拡大への取組推進			
		特別支援学校整備計画に基づく教育環境の整備			

6

いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進

(1)

現状と課題

- 1 いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。
- 2 令和5年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめはいけないと思う児童生徒の割合は、小学校97.3%（全国96.9%）、中学校96.7%（全国95.5%）と全国水準より高い状況にありますが、よりよい人間関係を構築する能力を育成するとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促していく必要があります。
- 3 学校における教育相談体制の充実などを背景に、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果による小・中学校等における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校11.3人（全国17.0人）、中学校46.5人（全国59.8人）、高等学校20.1人（全国20.4人）と全国水準より低く推移していますが、増加傾向にあることから、引き続き、未然防止や、発生した場合の早期発見・適切な対応に一層取り組む必要があります。
- 4 スマートフォンなどの情報端末の利用時間の増加や、SNS上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動等を更に推進する必要があります。

(2)

目指す姿

- 1 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づくいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実により、いじめ事案への適切な対応が図られています。
- 2 不登校などの未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、アウトリーチ型の支援やICTを活用した教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保により、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策が図られています。

3 児童生徒がデジタル社会等において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動などにより、児童生徒に適切な情報活用に関する能力や規範意識が身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① いじめはいけないと 思う児童生徒の割合	小 97.3% 中 97.2%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%		
② 認知したいじめが 解消した割合	97.7%	100%	100%	100%		
③ 学校が楽しいと思 う（学校に満足してい る）児童生徒の割合	小 85% 中 85% 高 89%	小 89% 中 87% 高 90%	小 90% 中 89% 高 91%	小 91% 中 91% 高 91%		
④ スマートフォンやイ ンターネットを使うと きは、危険に巻き込まれ る可能性等があること を理解している児童生 徒の割合	小 98% 中 99% 高 99%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- 各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防
止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。
- 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめに
ついて考える話合いの機会など児童生徒による主体的な活動の促進とともに、
思いやりの心と社会性を育成する道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- いじめの積極的な認知やいじめが発生した際の迅速な対応を行うため、児童
生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
- 県教育委員会に「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を配置し、学校
のいじめ等の初期段階における適切な対処を支援します。

- ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修を実施します。

2 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- ・ 魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校の教育相談体制の充実を図るために、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 児童生徒の悩みについて、1人1台端末等を利用した教育相談「こころの相談室」の活用などの教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携し、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保するとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援に取り組みます。
- ・ オンラインやICTの活用を視野に入れ、校内の空き教室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます。

3 デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- ・ 児童生徒が、デジタル社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、児童生徒の情報モラルの啓発を図るとともに、教員研修を実施し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動に、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・適切な対応に努めるほか、SNSの適切な活用などの情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行います。
- 2 家庭は、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にし、子どもが悩みを相談できる家庭づくりに努めます。

- 3 地域は、児童生徒の思いやりの心や社会性を育成できるよう、いじめ防止の取組等に学校や家庭と連携して取り組みます。
- 4 関係団体等は、児童生徒が、社会の中で健全に成長していくよう、学校、家庭、地域等と連携を図りながら、情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する啓発活動に取り組みます。
- 5 県と市町村の教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における取組を支援するとともに、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の徹底 ・ 児童生徒による主体的な活動の促進と道徳教育や人権教育の充実 ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底 ・ 学校のいじめ等の初期段階における適切な対処の支援 ・ 「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修の実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 150px; margin-bottom: 10px;">「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の徹底</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 150px; margin-bottom: 10px;">学校行事を通じた児童生徒の話合いの機会の拡充</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 150px; margin-bottom: 10px;">各学校における道徳教育や人権教育の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 150px; margin-bottom: 10px;">授業改善及び児童生徒の主体的な活動に関する優良事例の普及</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 150px; margin-bottom: 10px;">いじめ対応・不登校支援等アドバイザーを活用した支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 150px; margin-bottom: 10px;">いじめ防止マニュアルの活用による指導体制及び研修の充実</div>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成、教員研修を実施 ・ 1人1台端末等を利用した「こころの相談室」の設置 ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等の配置 ・ 教育支援センター、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携したICTを活用した学習支援、不登校児童生徒の社会的自立への支援 ・ 校内の別室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援 					
③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報モラル教育の推進 ・ 保護者や地域、関係団体等と連携したスマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動の推進 					

(1) 現状と課題

- 1 全国における通学・通園時の事件・事故の発生を受けて、学校・家庭・地域や関係機関との連携による見守り活動や交通安全教室の実施、通学等でバスなどを利用する場合における児童生徒の安全確保の強化が必要です。
- 2 学校施設の老朽化や新たな教育ニーズへの対応など引き続き、安全な教育環境の整備とともに、学校施設の機能の向上を図る必要があります。
- 3 地域とともにある学校づくり、魅力ある学校づくりを更に推進するため、コミュニティ・スクールを計画的に導入し、保護者や地域の評価も取り入れた目標達成型の学校経営を推進する必要があります。
- 4 県立高等学校においては、地域等との連携・協働の場であるコンソーシアム（コミュニティ・スクールを含む。）の設置が進むとともに、全ての高等学校でスクール・ポリシーが策定されています。各校の特色ある教育活動の推進のため、コンソーシアムの活用等を通じた地域等との協働による学校運営の更なる充実に取り組む必要があります。
- 5 母子家庭の保護者のうち2割以上の保護者が、経済的な事情を理由に、「子どもに、理想的には大学まで進んでほしいけれども現実的には高校まで」と考えており、また、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっているところですが、子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が不足しています。
- 6 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える教育環境の整備が求められています。
- 7 県内の不登校児童生徒は増加傾向にあります。また、県内に在住する外国人の増加により、外国人の児童生徒などの増加も見込まれています。このような多様な教育ニーズに対応するため、教育機会を確保するとともに、相談体制の充実に取り組む必要があります。
- 8 児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。
- 9 これからの中の本県教育を担う、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を採用するため、教員採用試験志願者の確保に取り組んでいく必要があります。

- 10 教職員は児童生徒の人格形成に大きな影響を与える重要な職務を担うものであることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教職員一人ひとりが児童生徒の人権を尊重する意識を高める必要があります。
- 11 全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 学校・家庭・地域や関係機関との連携による見守り活動や交通安全教室等の安全教育の推進により、通学時の児童生徒の安全が確保されています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実が図られています。
- 3 「地域とともににある学校」「魅力ある学校づくり」を進め、スクール・ポリシーに基づく特色ある教育活動の充実、目標達成型の学校経営や学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みであるコミュニティ・スクールの取組の充実が図られています。
- 4 就学に関する様々な支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、全ての児童生徒等が安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。
- 5 学校に通学することが困難な児童生徒や外国人の児童生徒などの学びの場など、多様なニーズに対応した教育機会が確保されています。
- 6 社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の実施時期や内容等を見直すことや、教員等育成指標に基づく新たな研修及び研修履歴を活用した管理職等との対話による受講奨励による必要な学びを主体的に行っていくことができる仕組みを構築することで、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保と資質の向上が図られています。
- 7 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教職員一人ひとりが児童生徒の人権を尊重する意識を向上させ、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校風土の醸成が図られています。

8 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく学校における働き方改革を通じた管理職の適切なマネジメントやICTの活用などにより、教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感が向上し、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための勤務環境の改善が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合	94.9%	85.0%	85.0%	85.0%		
② 県立学校の長寿命化改修・大規模改造等実施施設数（累計）	3施設	5施設	7施設	9施設		
③ 県立学校のトイレ洋式化率（生徒等に対する充足率）	77.6%	81.8%	83.9%	86.0%		
④ 自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある高校2年生の割合	58%	75%	75%	75%		
⑤ 教育支援センターを設置している市町村数	22市町村	27市町村	30市町村	33市町村		

(3) ➤ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 安全・安心でより良い教育環境の整備

- ・ 自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化が見込まれることから、児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検の実施、交通安全教室や防犯教室の実施による安全教育に取り組みます。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組みます。
- ・ 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進します。また、施設の木質化、省エネルギー化等脱炭素化への取組を推進するとともに、市町村、民間との共創による施設整備に取り組みます。
- ・ 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能の向上を図るため、トイレの洋式化を進めるとともに、防災機能の強化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組みます。
- ・ 「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の考え方を基本とする「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づく教育環境の充実に取り組みます。
- ・ 今後一層進むことが見込まれる生徒数の減少など社会の変化に対応した教育環境の整備を図るため、次期県立高等学校再編計画の議論を深め、よりよい教育環境に配慮した計画の策定に向けて取り組みます。

2 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 児童生徒等が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小・中学校等における学用品の支援を行う就学援助、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費の支援を行う奨学給付金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。

3 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「まなびフェスト」や学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールの仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。

4 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 学校と地元自治体や企業、高等教育機関等との連携・協働を進める場であるコンソーシアムを活用し、地域等と協働して策定したスクール・ポリシーに基づく教育活動の充実に取り組みます。

5 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保

- ・ 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援のため、学校内外の教育支援センターの設置を促進するとともに、フリースクール等民間団体等との連携を推進します。また、不登校児童生徒の多様な学びの場（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）等を含む。）の確保に向けた検討を進めます。
- ・ 本県においても増加傾向にある外国人の児童生徒などの学びの場の確保、ヤングケアラーや子どもの貧困、高校中途退学等への対応について、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 幼・小・中・高等学校において、特別な支援を必要とする子どもが充実した学習活動が行えるよう、関係機関との連携を図りながら学習環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進に取り組みます。
- ・ 様々な理由で義務教育を修了していない者等の学び直しに対する潜在的なニーズの把握に努めます。

6 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

- ・ 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保し、育成するため、学生等への説明会を実施し、求める教員像や教員の魅力について発信します。また、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容等を見直すとともに、体系的な研修を行います。
- ・ 「学び続ける教師」として教員の更なる資質向上等を図るため、教員の過度な負担とならないよう留意しつつ、研修の充実に取り組みます。また、研修履歴を活用した管理職等との対話により、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことができる仕組みを構築します。

- ・ 本県の教育課題の解決に資する研究・実践の成果を積極的に発信するとともに、多様な研修による教員の支援や、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励など教員の資質向上に資する取組の充実により、総合教育センター機能の充実に取り組みます。
- ・ 教員の専門性の向上を図るため、教職大学院などの関係機関と連携しながら有為な人材の育成に取り組みます。
- ・ 「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、全ての児童生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて、教職員の人権意識を高めます。また、児童生徒に対する暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導は決して許されない重大な人権侵害であるとの認識のもと、校内研修等を実施するなど、根絶に向けた学校体制を確立します。

7 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革

- ・ 「統合型校務支援システム」の全県導入など教職員の働き方改革に資する具体的な取組を推進します。
- ・ 「チームとしての学校」を構築していくため、引き続き小・中学校全学年での少人数学級等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ等の配置を行います。
- ・ 部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員の配置や、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
- ・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカード等による客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定などを進め、「岩手県教職員働き方改革プラン」の目標の達成に取り組みます。
- ・ 労働安全衛生体制の確立を図るため、小・中学校等を対象とする労働安全衛生管理研修会を開催します。
- ・ 心とからだの健康対策として、長時間勤務者への産業医による保健指導、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置等を行います。
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、教育振興運動やコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、目標達成型の学校経営計画の策定とP D C Aサイクルによる学校マネジメントの実践・評価に取り組みます。また、教職員の人権意識をより向上させ、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校づくりの取組を推進します。

各県立学校においては、「岩手県教職員働き方改革プラン」を踏まえ、学校毎のアクションプランを策定し、主体的に働き方改革の取組を進めます。

2 家庭、地域は、通学時における児童生徒の安全確保等を支援するとともに、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価の取組に参画・協働します。

3 関係機関は、学校と連携し、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価の取組に参画・協働します。

4 県と市町村の教育委員会は、各学校が行う学校安全、学校評価、魅力ある学校づくり等の取組を支援します。

市町村立学校施設の学習環境の改善に向けた施設・設備の整備を進めます。

5 県教育委員会は、市町村教育委員会の教育支援センターの設置に向けた取組を支援するとともに、不登校児童生徒の多様な学びの場（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）等を含む。）の確保に向けて市町村教育委員会と連携して検討を進めます。また、義務教育の学び直しに関するニーズ調査を実施し、その結果を市町村教育委員会や関係機関と共有します。

「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく取組が市町村教育委員会においても同様に行われるよう働きかけを行い、県と市町村の教育委員会が連携しながら、学校における働き方改革を推進します。

「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、児童生徒に対する暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の防止のためコンプライアンス意識向上の啓発を行います。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 安全・安心でより良い教育環境の整備					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善 ・ 東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた特色ある防災教育 ・ 県立学校施設の長寿命化改良や大規模改造等の実施 ・ 市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援 ・ 県立学校におけるトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備 ・ 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づく教育環境の充実 ・ 次期県立高等学校再編計画の策定に向けた検討 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">学校安全計画等の検証・改善</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">資質向上のための研修開催、市町村が実施する研修の支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">学校安全体制整備推進協議会による地域ぐるみでの学校安全の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">関係機関との連携による通学路交通安全プログラム、登下校防犯プラン等の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">見守り活動の充実に向けた人材確保やモデル事例の収集と情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">学校安全教育の普及・推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">自転車の安全な利用の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">県立学校施設の長寿命化改良や大規模改造等の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">県立学校におけるトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">新たな県立高等学校再編計画後期計画に基づく教育環境の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">次期県立高等学校再編計画の策定に向けた検討</div>				
② 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助、高等学校等就学支援金、奨学給付金の周知と適切な運用 					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">就学援助等の周知と適切な運用</div>

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
③ 目標達成型の学校経営の推進 ・ 学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果の公表などの学校運営の改善の推進					
	<p>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励</p> <p>関係者への制度及び事例に関する理解促進（推進フォーラムや関係者研修会の実施・関係機関の要請に応じた随時訪問説明 等）</p> <p>運営モデル構築（委員会・学校）と成果の検証・普及（質的向上に関する調査 等）</p> <p>市町村教育委員会・学校・保護者や地域住民等への支援</p> <p>実状に応じた移行・運営モデルの検討・構築</p> <p>コミュニティ・スクールの成果の検証</p>				
④ 魅力ある学校づくりの推進 ・ 学校と地元自治体や企業、高等教育機関等との連携・協働を進める場であるコンソーシアムを活用 ・ 地域等と協働して策定したスクール・ポリシーに基づく教育活動の充実					
	<p>学校経営計画に係る評価結果の活用の推進</p> <p>単年度で評価・検証が可能な目標設定とPDCAサイクルの推進（会議等での周知、事例の情報提供）</p> <p>魅力ある学校づくりの推進</p> <p>各学校における特色ある教育活動への支援、情報発信</p> <p>学校と地域社会や産業界等との連携・協働の推進</p>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
⑤ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保					
・ 教育支援センターやフリースクール等民間団体等との連携による不登校児童生徒への教育機会の確保	● 市町村等と連携した不登校児童生徒への教育機会の確保				
・ 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた検討	● 教育支援センターの設置と機能強化の支援				
・ 関係機関と連携した外国人の児童生徒などの学びの場の確保、ヤングケアラーや子どもの貧困、高校中途退学等への対応	● 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた検討				
・ 関係機関との連携による特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習環境を整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進	● 関係機関と連携した外国人の児童生徒などへの学びの場の確保				
・ 義務教育の学び直しに関するニーズ調査の実施	● 「いわて特別支援教育推進プラン」に基づく幼・小・中・高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実				
	● 義務教育の学び直しに関するニーズ調査の実施				
⑥ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上					
・ 募集に係る広報活動の強化等による潜在的な志望者の掘り起こし	● 資質の向上に関する指標に基づく教員採用試験の隨時見直し、研修を含めた体系的な人材育成				
・ 「大学推薦特別選考」の実施	● 有為な人材の確保				
・ 教員採用試験の見直しの検討（実施時期の早期化や内容等）	● 教員採用試験の随时見直し、説明会の実施等				
・ 研究や実践の成果の発信、多様な研修による教員の支援、研修履歴の活用等、総合教育センター機能の充実	● 総合教育センターの機能強化				
	● 研修の多様化・個別最適化により学び続ける教師を支える体制づくり				
	● 研修履歴の記録・組織的な共有及び活用				
	● 最新情報の収集・研究、評価・分析結果の発信				
	● 大学等との連携による教育課題解決に向けた本県の教育課題の解決に資する研究の実施・普及				
	● 教職大学院への教員派遣				
	● 「再発防止岩手モデル」の適切な運用等				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>⑦ 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 「チームとしての学校」の推進、教職員業務改善、部活動の適正な運営を行ながら、「学校・教師が担う業務」について更なる役割分担・適正化を推進 県立学校間、各教育委員会間における学校の働き方改革の取組状況の「見える化」 勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策 					

8

多様なニーズに応じた私立学校教育の推進

(1)

現状と課題

- 1 教育ニーズが多様化する中、建学の精神などに基づいた特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっており、引き続き教育活動の充実に向けた支援に取り組む必要があります。また、私立学校運営費補助等により、キャリア教育を行う私立高等学校や私立専修学校に対する支援を行い、卒業後の進路の選択肢を拡大して岩手の産業や地域を支える人材の地元定着を促進させる必要があります。
- 2 私立学校の運営基盤は脆弱な上、少子化の影響等もあり、多様なニーズへの対応が難しい面もあるほか、校舎等の耐震化などが全国平均や公立学校に比較して進んでいない状況にあり、私立学校施設の耐震化補助などによる支援に取り組む必要があります。

(2)

目指す姿

- 1 建学の精神などに基づく多様な教育ニーズに対応した特色ある教育活動を支援することによって私学教育を充実し、児童生徒の希望する進路の選択肢を拡大することで、将来の自己実現を達成しています。
- 2 私立学校の教育環境の整備に向けた取組を促進し、幼児児童生徒が良好な教育環境で安全に学校生活を送っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率	64.1%	67.5%	70.1%	73.5%		
② 私立学校の耐震化率	91.9%	92.9%	93.5%	94.1%		

(3) ➤ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援

- ・ 各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動を充実することにより、私立学校に通う生徒が希望する進路を選択し、自己実現の意欲が高まるよう、継続して支援を行います。
- ・ 岩手の産業や地域を支える人材定着を促進するよう、私立学校運営費補助により、質の高い教育を行う私立専修学校への支援を行います。

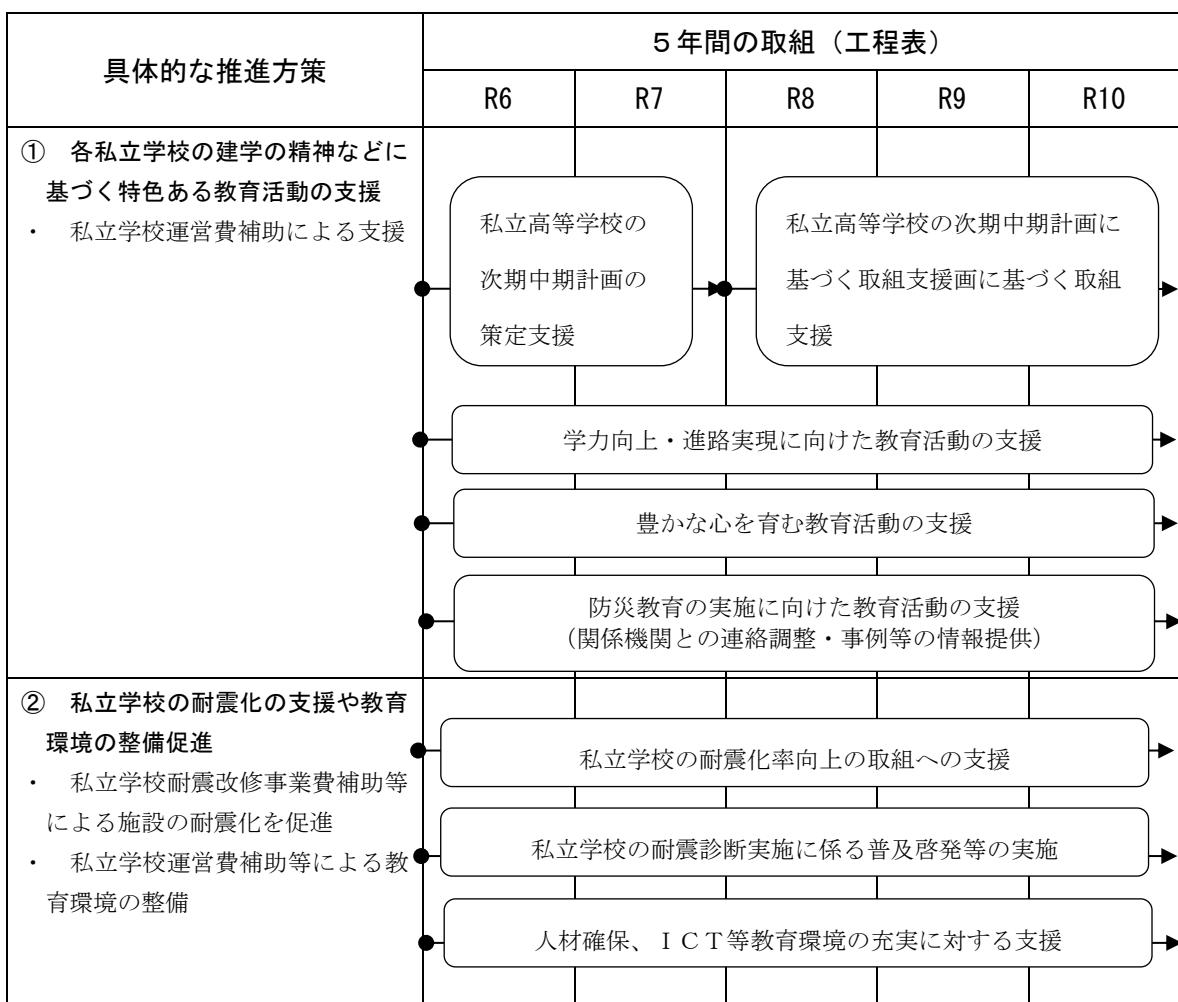
2 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

- ・ 生徒が安心して教育を受けられる教育環境の整備を図るため、私立学校耐震改修事業費補助等により施設の耐震化を促進し、安全安心な教育環境の整備を支援します。
- ・ 私立学校運営費補助等により良好な教育環境の整備を促進し、教育の質の向上を支援します。

(4) ➤ 取組にあたっての役割分担

- 1 私立学校は、建学の精神や独自の校風の下、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動に取り組みます。
また、就学支援や授業料減免等の制度の周知と適切な運用や、計画的な学校施設整備、教職員の人材育成・確保により質の高い教育の提供に取り組みます。
- 2 県は、各私立学校の特色ある教育活動の充実と良好な教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等をはじめとした各種私学助成等により支援を行います。
- 3 関係団体は、私立学校と連携し、各学校が策定する計画等を踏まえた教育活動や施設整備、教職員の研修等の取組を促進します。

(5) → 具体的な推進方策



II 社会教育・家庭教育

9

学校と家庭・地域との協働の推進

(1)

現状と課題

- 1 人口減少・高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、学校支援活動や公民館活動・子供会行事等の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもの学びや育ちを支える仕組みづくりを推進する必要があります。
- 2 放課後子供教室や県立青少年の家等において、地域の実情に合わせた学習支援や体験活動が展開されていますが、家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたちに対して、より一層の支援が求められていることから、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、学習支援や体験活動を行う機会の拡充を図ることが必要です。

(2)

目指す姿

- 1 「地域とともににある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の両面から、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの学びや育ちを支える持続的な取組が展開されています。
- 2 地域の実情に応じた子どもの学びの場が整備され、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行う機会の拡充が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	61.0%	80.0%	85.0%	90.0%		
② 保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合	小 73.1% 中 57.4%	小 78.5% 中 63.8%	小 79.0% 中 65.8%	小 79.5% 中 67.8%		
③ 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合	73.1%	80.0%	85.0%	90.0%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- 「地域とともににある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、コミュニティ・スクールとの連携により、子どもたちの社会参画の機会を確保しつつ、教育振興運動や地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置を支援します。

2 豊かな体験活動の充実

- 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます。
- 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家や野外活動センターなどの社会教育施設において、周辺の自然を生かした体験活動等の充実に取り組みます。
- 子どもたちの体験活動を充実させるため、従来の実体験プログラムとオンラインプログラムを組み合わせた放課後子供教室の特色ある事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 学校は、「地域とともにある学校づくり」を実現するため、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校運営に取り組みます。
また、教育振興運動や地域学校協働活動など、家庭・地域との連携・協働による教育活動を展開します。
- 2 家庭・地域は、「学校を核とした地域づくり」を目指し、教育振興運動や地域学校協働活動への参画により、学校と連携・協働する取組を進めます。
また、子どもたちへの学習支援や多様な体験活動機会の提供等、地域の実情に応じた子どもの学びの場づくりに努めます。
- 3 市町村教育委員会は、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進とともに、教育振興運動や地域学校協働活動の指導・支援を行います。
また、地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置や放課後子供教室の運営支援等に努めます。
- 4 県教育委員会は、コミュニティ・スクールの導入・充実及び教育振興運動や地域学校協働活動の推進に向け、人材の配置等に係る支援や関係者を対象とした研修会の充実等に努めます。
- 5 社会教育施設は、周辺の自然や歴史・文化を生かした体験活動等の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり					
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールの制度等の説明、市町村教委等への支援 ・ 地区別フォーラム等、関係者対象の研修会の実施 ・ 調査等によるコミュニティ・スクールの成果の検証 ・ 連携・協働の実態把握、モデルとなる事例等の情報提供 ・ 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を育成する研修会の実施 	<p>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励</p> <p>関係者への制度及び事例に関する理解促進（推進フォーラムや関係者研修会の実施・関係機関の要請に応じた隨時訪問説明 等）</p> <p>運営モデル構築（委員会・学校）と成果の検証・普及（質的向上に関する調査 等）</p> <p>市町村教育委員会・学校・保護者や地域住民等への支援</p> <p>実状に応じた移行・運営モデルの検討・構築</p> <p>コミュニティ・スクールの成果の検証</p>	<p>地域と学校が連携・協働した活動への参加促進（教育振興運動や地域学校協働活動の活性化）</p> <p>地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修会</p> <p>人材の活用促進</p>			
② 豊かな体験活動の充実					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後の居場所づくりに携わる関係者の資質向上を目的とした研修会の実施及び先進事例の情報提供 ・ 社会教育施設における事業の周知啓発 ・ 教育振興運動や地域学校協働活動の充実に向けた事例の情報提供 	<p>放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実</p> <p>研修会開催による資質向上</p> <p>先進事例紹介等の情報提供</p> <p>地域住民等による多様な活動の実施</p> <p>新たな推進体制による活動充実</p>	<p>社会教育施設の特色を生かしたプログラム開発</p> <p>市町村で実施可能なプログラムモデルの情報発信・普及</p> <p>教育振興運動による多様な体験活動の充実</p>			

(1) 現状と課題

核家族化の進展に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われにくくすることに加え、コロナ禍を経て人間関係の築き方や生活環境に悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭や地域の子育て力が低下してきていた傾向にあることから、子育てや家庭教育を支える環境づくりを推進し、保護者等を支援する取組が必要です。

(2) 目指す姿

- 1 子育てや家庭教育に取り組む保護者の多様なニーズに応じた学びの機会が提供されることにより、安心して子どもを生み育てていくことができる家庭環境が整っています。
- 2 子育てサポーター等による保護者への子育て支援活動が充実し、地域社会全体で子育て家庭を支援する環境が整っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① すこやかメールマガジンの登録人數	4,062 人	5,000 人	5,500 人	6,000 人		
② 子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数	892 人	625 人	635 人	645 人		

(3) ➤ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供

- ・ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実を図ります。
- ・ 子どもの自己肯定感を育成するため、達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。

2 子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進

- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、すこやかメールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- ・ 子育て支援に関わるグループ・団体・N P O等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

(4) ➤ 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めるとともに、児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組を実施します。

2 家庭・地域は、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣付けに関わるなど、学校と協働して取組を進めます。

また、地域における歴史、伝統、文化及び行事等、地域力を生かした子どもの健全育成に向けた取組を展開します。

3 県と市町村の教育委員会は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てや家庭教育についての相談体制の一層の充実を図り、家庭の多様なニーズに応じた学習情報や学習資料を提供し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援します。

4 市町村は、結婚、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実させるとともに、子育てサポーターや子育て支援関係者の活動を支援し、地域が子育てや家庭環境を支える環境づくりを推進します。

5 企業等は、仕事と子育てが両立できる職場環境を整備し、専門的な知識・経験による子育て支援をするなど、家庭環境支援に取り組みます。

(5) → 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供					
・ 保護者の学習活動を促進する学習情報や学習資料の提供	●	電話やメールによる相談窓口の開設と利用促進			
・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実	●	すこやかメールマガジン等による学習情報の提供 すこやかメールマガジンの受信登録者拡大の取組 SNS等による発信方策の工夫・改善			
	●	親子共同体験を通じた子育ての仲間づくりの促進			
② 子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進					
・ 地域において保護者を支援する人材の育成	●	子育てサポーター等の研修の充実とネットワーク強化			
・ 地域における子育て支援ネットワークの拡充	●	家庭教育支援チームの登録と活用の促進			
	●	市町村における子育て・家庭教育支援事業の推進支援			

(1)

現状と課題

- 1 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材育成登録者数が増加するなど、県民の学習機会の充実を図る取組が進みましたが、ＩＣＴを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に普及するなど、県民の学びの形が大きく変化していることから、ＩＣＴを活用した学びを支援する取組を推進することが必要です。また、スマートフォンの普及等による余暇活動の多様化が進む中、生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、幼少年期や中高生の読書活動の推進がより一層求められています。
- 2 県立社会教育施設で「岩手」をテーマとした歴史や文化等を中心とした講座を開催し多くの参加者を得ましたが、今後も県民の学びのニーズに対応するため、社会教育施設等における学習機会の充実やコンテンツの多様化に取り組むことが必要です。
- 3 県民一人ひとりが学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を一層推進する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により学びと活動の機会が減少傾向にあります。
- 4 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会等を開催することで県内各地域での関係者の資質向上が図られましたが、ＩＣＴを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に普及していることから、情報リテラシーを高める取組など、県民の生涯を通じた学習活動を支援するための新たな取組が求められています。
- 5 各社会教育施設の特性を生かし、学びのニーズに応じた事業内容の充実を図つてきましたが、生涯学習に取り組んでいる人の割合が増加し、県民が学びたい時に学べる環境がより一層求められています。

(2)

目指す姿

- 1 生涯を通じて楽しく学び、その学びがコミュニティの再生・維持・向上や地域の課題解決に活用され、生きがいを感じながら、県民一人ひとりが地域の一員として活躍しています。

- 2 全国に誇ることができる岩手県独自の運動である教育振興運動と地域学校協働活動が総合的かつ一体的に取り組まれ、学校を核とした地域づくりが進められています。
- 3 岩手が誇る自然、文化、歴史など、あらゆる資源を学びの対象や場としながら、岩手ならではの学びを深め、県民一人ひとりが郷土に対する誇りや愛着を持って生活しています。
- 4 地域における多様な学びを支援することのできる人的体制が整い、指導者相互のネットワーク化が図られています。また、地域の様々な世代が学びたい時に共に学び合うことのできる場として、社会教育施設の活用が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 生涯学習に取り組んでいる人の割合	36.9%	48.0%	49.0%	50.0%		
② 生涯学習情報提供システム（データベース）利用件数	2,785 件	4,750 件	4,950 件	5,150 件		
③ 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数	155 人	140 人	150 人	160 人		
④ 県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合	92%	91%	91%	91%		

(3) ➔ 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 多様な学習機会の充実

- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、子どもの読書への関心を高める読み聞かせや読書会など、幼少年期や中高生の読書活動を推進します。

- ・ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられ、また、それぞれのタイミングで学び直しすることができる環境づくりのため、市町村や関係機関と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ＩＣＴを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させるとともに、オンライン学習等、学びの継続を支える仕組みや魅力づくりに取り組みます。
- ・ 障がい者の生涯を通じた学習活動の推進に向け、関係機関と連携を図るとともに、障がいの理解や心のバリアフリー²¹を推進するための研修会を実施します。また、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、個別の学習ニーズに応じた学習相談や情報提供を行います。
- ・ 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を支えるレファレンス業務²²の充実に取り組みます。

2 岩手ならではの学習機会の提供

- ・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 県立図書館における震災津波資料の収集を集中的に行い、復興及び防災・安全等に関して、「I-ルーム」を活用した児童生徒やグループによる学び・探究等の支援、県民への啓発及び県内外への情報発信に取り組みます。

3 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 地域住民が生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」を推進するフォーラムや学校と地域の連携・協働の充実に向けた研修会の開催など、コミュニティ・スクールの導入・充実と教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進に取り組みます。
- ・ 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、PTAをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- ・ 地域づくり人材の育成のため、県立生涯学習推進センターを活用し、教育分野の枠を越えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

²¹ 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うこと。

²² レファレンス業務：情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

4 社会教育の中核を担う人材の育成

- ・ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、社会教育指導員や地域づくり関係者、地域学校協働活動推進員などを対象に、ＩＣＴ機器の操作・利用等に関する研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材の育成に取り組みます。

5 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- ・ 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設における利便性の向上やデジタルコンテンツの充実を図り、また、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。
- ・ 市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。
- ・ 社会教育施設について計画的な老朽化対策により維持保全に努めるとともに、施設の整備方針について検討を進めます。また、多様なニーズに応じた学習方法に対応するため、ＩＣＴ機器活用のための環境整備に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 市町村やN P O・各種団体、企業等は、多様な住民の幅広いニーズや地域課題を踏まえ、ＩＣＴ等を活用した多様な学習機会の提供に努めるとともに、障がい者の生涯を通じた学習活動の支援やボランティア活動をはじめとする地域活動への参画を促すなど、学びと活動が循環する機会づくりに取り組みます。
- 2 県と県教育委員会は、市町村等との連携・協力を図りながら、ＩＣＴ等を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供の充実を図り、地域の中核を担う人材を育成するための研修の充実、障がい者を含めた生涯を通じた学習活動の推進及びニーズの把握に努め、多様な学習を支援する環境づくりを進めます。

また、地域における家庭教育や社会教育の充実を図るために、教育振興運動や地域学校協働活動への参加を促進し、学びと活動の循環による地域の活性化を進めます。

更に、県立社会教育施設における利便性の向上やデジタルコンテンツの充実を図り、多様なニーズに応じた学習方法に対応したＩＣＴ環境整備に取り組むとともに、社会教育関係団体の支援・育成や団体相互の連携・協力を促進します。

(5) → 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 多様な学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 指導者・ボランティア研修会の開催と指導者・ボランティア登録の促進 市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約及び提供 ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及 					
	県内各地での指導者・ボランティア研修会の開催と指導者・ボランティア登録の促進				
	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実 多様なニーズに対応した提供コンテンツの充実				
	障がい者の生涯学習活動支援のニーズに応じた研修の充実				
	第5次岩手県子どもの読書活動推進計画の周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実				
② 岩手ならではの学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした社会教育施設等での公開講座の開催 					
	オンラインコンテンツ等の充実				
	岩手の自然・文化・歴史等の資源に関する情報収集				
	社会教育施設等における公開講座の開催 講座の体系化				
③ 学びと活動の循環による地域の活性化 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの導入・教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進 社会教育関係団体の活動支援 地域づくり人材の育成のための研修・交流の場の提供 					
	社会教育関係団体の支援・団体相互の連携協力の促進				
	生涯学習推進センターの機能強化				
	課題に対応した研究・研修の充実等				
	センターを核とした県内各地における地域づくりに関する研修・交流の場の充実				
	研修内容の継続的な改善				
	地域と学校が連携・協働した活動への参加促進 (教育振興運動や地域学校協働活動の活性化)				
	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修会				
	人材の活用促進				
	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
④ 社会教育の中核を担う人材の育成 ・ 各種指導者研修会の開催及び指導者相互のネットワーク化の推進					
	市町村の生涯学習・社会教育事業の推進支援と課題解決支援				
⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実 ・ 博物館等の県立社会教育施設の充実 ・ 市町村公民館等の事業支援					
	県立博物館及び県立美術館における多様なニーズに応じる企画展の開催				
	県立青少年の家・野外活動センターにおける多様なニーズに応じる体験プログラムの実施				
	市町村が設置する公民館等の支援				
	社会教育施設等の職員研修の充実				
	個別施設計画に基づく維持保全				

(1) 現状と課題

- 1 民俗芸能などの地域の文化を継承する人材の減少や、文化芸術活動の担い手の高齢化が懸念されており、民俗芸能などを継承する人材の育成が求められています。
- 2 文化財は、地域の歴史を理解する上で貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となる地域資源として、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。

(2) 目指す姿

- 1 児童生徒の部活動等や地域と連携した伝承活動などを通じた活動により、民俗芸能等の保存・継承が促進されています。
- 2 地域の活性化に向けた文化財の保存・継承と活用を図るため、文化財の保存と活用に関する「岩手県文化財保存活用大綱」と市町村の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・継承と活用が推進され、新たな文化の創造に向けた取組が行われています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
国、県指定文化財件数	579 件	583 件	586 件	589 件		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ・ 将来の民俗芸能の担い手を育成するため、児童生徒の部活動などを通じた取組を推進するとともに、地域等と連携して指導環境の充実に努めます。

- ・ 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。

2 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正及び文化財の保存と活用に向け策定した「岩手県文化財保存活用大綱」を踏まえ、市町村の文化財保存活用地域計画の作成に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 学校は、地域と連携して、児童生徒の民俗芸能の部活動等を促進するとともに、身近な歴史や文化について理解を深めるために、地域の人々との交流を行い、博物館等の社会教育施設も積極的に活用します。
- 2 教育機関等は、伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信を推進します。また、博物館等の社会教育施設の積極的な活用を図ります。
- 3 伝統文化活動団体は、伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信を行います。
- 4 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実や、文化財の周知、保存及び公開・活用の更なる推進に取り組みます。また、文化財保護法の改正に伴い、文化財の適切な保存及び公開・活用に向けて、「岩手県文化財保存活用大綱」を策定したことから、市町村も文化財保存活用地域計画を作成し、県と市町村が相互に協力しながら、地域の力による総合的な文化財の保存・活用と新たな文化の創造に向けて取り組みます。

(5) → 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承 ・ 学校における民俗芸能に取り組む部活動等の促進					
	民俗芸能に取り組む部活動等の促進				
② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進 ・ 県の文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進 ・ 現地調査等による文化財の保護 ・ 有形・無形文化財の調査・指定 ・ 指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援 ・ 平泉町の柳之御所遺跡の整備と活用の推進					
	文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進				
	現地調査等による文化財の保護				
	有形・無形文化財の調査・指定				
	指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援				
	柳之御所遺跡の整備と活用				

